

自転車駐車場の附置等に関する手引の一部改正 に関する意見公募について

本市では、市内における大量の自転車の駐車需要を生じさせる集客施設及び共同住宅等を新築又は増築しようとする際に自転車駐車場の附置を義務付ける「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（以下、「条例」という。）」を定めています。併せて、条例及び同条例施行規則に定める手続きを円滑に進めるために「自転車駐車場の附置等に関する手引き（以下、「手引き」という。）」を作成しています。

一方、本市では公共交通の機能補完や地域の活性化、脱炭素社会の形成等を目的に、シェアサイクル事業者と連携して「横浜都心部コミュニティサイクル事業」及び「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」を実施しており、日常生活の中で多くの市民の皆様が御利用いただいています。

今後、本市において更なるシェアサイクルの普及促進を図るため、条例に基づく自転車駐車場の附置義務台数の中にシェアサイクルポート数を含めることができるよう手引きを改訂します。

つきましては、この改訂に関する意見を市民の皆様から募集します。

1 改訂の概要

手引き「4 自転車駐車場の設置に関する技術的基準など」に下記の内容を追記する改訂を行います。

4-8 シェアサイクルポートの取扱い

自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポート(以下「ポート」という。)は自転車駐車場の一形態であることから、自転車駐車場に包含されるものであり、附置義務対象施設の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するもの※であれば、附置義務台数の中にポート数を含めても差し支えありません。

※附置義務対象施設の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するポートとして、次のシェアサイクル事業によるものが挙げられます。

- ① 横浜市と協定を締結して実施するシェアサイクル事業
- ② 附置義務対象施設の周辺5km以内に4箇所以上ポートが配置され、かつ市域内で私有地ポートを合計200箇所以上有するシェアサイクル事業

また、シェアサイクル以外の個人所有の自転車の駐輪需要とのバランスを考慮し、届出時におけるポート設置台数は、附置義務台数の2/10を上限(施設及び自転車駐車場の配置図・平面図等にポートの位置、寸法及び台数を記載)とするようにしてください。なお、建築物所有者又は管理者は、ポート設置後に個人所有の自転車の利用者の多少が判明した場合、適宜、駐輪需要に応じた適切な台数配分の見直しを行ってください。

2 改訂予定日

令和6年9月(予定)

3 意見公募要領

■意見公募期間

令和6年7月31日(水)～令和6年8月30日(金)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

■御意見の提出方法

別添の意見投稿用紙に御記入の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。
なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：do-huchi@city.yokohama.lg.jp

横浜市道路局道路政策推進課 附置担当 宛

※件名を「附置等手引きの一部改正に対する意見」としてください。

【郵送の場合】

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市道路局道路政策推進課 附置担当 宛

※ 締切日の消印まで有効、送料は御負担ください。

【FAXの場合】

FAX番号：045-550-4892

4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

【問い合わせ】

横浜市 道路局 道路政策推進課 附置担当

TEL：045-671-3644 E-mail：do-huchi@city.yokohama.lg.jp